

公益財団法人 古澤育英会 規程運用基準

公益財団法人古澤育英会規程第9条による運用基準を次のとおり定める。

1 規程第3条関係

- (1) 第3条第2項中の奨励事業の対象者は、鹿沼市内の学校に通学、または鹿沼市内に住所を有する小学生・中学生及び高校生とする。
- (2) 対象となる大会は、国・公共団体・各種法人等の主催する各種スポーツ競技大会、研究・音楽・書道・図画・作文等の展覧会・コンクール等とする。
- (3) 大会は、実際に県以上の規模を有する大会に限るものとし、名称のみで選考しないものとする。
- (4) 第3条第2項第2号「文化部門で前号と同等と評価される成績」とは、大会の規模、業績の度合等を総合的に勘案して判断する。
- (5) 第3条第2項第3号「その他、授賞すべき者と評価された実績」とは、全国大会同等以上の大会において上位入賞したものとする。

2 規程第5条関係

- (1) 第5条第2項「奨励事業によるメダル等記念品は、適宜交付する。」とは、個人の場合はメダル及び額、団体の場合は盾及び額を、選抜団体及び団体の一員については額を記念品として交付する。